

少子化対策調査特別委員会報告書

少子化対策調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、少子化対策に関する諸施策について調査・検討するため、令和三年十二月十五日に設置され、付議事件「少子化対策に関する諸施策について」を受け、「地域で安心して子どもを生み育てるための環境整備について」を調査項目とした。

調査項目について、県関係部局から県施策の概要及び県内の現状を聴取するとともに、国立大学法人東北大学大学院経済学研究科及び公益社団法人宮城県医師会より参考人を招致して意見を聴取し、さらに、県内の実情を把握するため、富谷市及び利府町の取組について調査を実施したほか、他県等の事例を参考にするため、国立大学法人北海道大学、北海道及び福井県の取組などについて調査を行った。

その概要は、次のとおりである。

一 現状と課題

1 少子化をめぐる現状と課題について

(一) 総人口と人口構造の推移について

本県の人口は、国勢調査開始以降、増加を続けてきたが、平成十五年の二百三十七万二千人をピークとして、同年以降は減少に転じており、令和三年十月一日現在の推計人口は、約二百二十九万人となっている。七十歳前後の団塊の世代及び四十代中盤の団塊ジュニアの人口が多く、団塊ジュニアより若い世代は極端に少ない人口構造となっている。

生産年齢人口については、平成十二年に約百六十万人となり、それまで一貫して増加してきたが、平成十七年に減少に転じ、令和二年には約百三十五万人と、本県人口の六〇％を割り込む結果となっている。また、年少人口及び老年人口についても、平成十二年に人口数、人口割合ともに逆転し、少子高齢化が加速している状況となっている。

(二) 出生数及び出生率について

出生数、出生率・合計特殊出生率は、全国的に減少傾向が続いており、本県も同様に、少子化の流れに歯止めがかかっていない状況となっている。

令和二年における本県の出生数は一万四千四百八十人と、七年連続で減少となっており、人口千人当たりの出生率は、令和二年まで五年連続で低下しており、令和二年は六・四となっている。

合計特殊出生率については、令和二年は、前年の一・二三を〇・〇三ポイント下回り、過去最低の一・二〇で、全国四十六位という結果であった。

(三) 婚姻及び出産の状況について

婚姻数については、全国と同様に、本県も減少しており、特に令和二年の婚姻数は八千九百二十一件と、前年と比較して千百五十二件減少した。

出産の状況については、本県の令和二年の出生順位別でみた父母の平均年齢は、第一子で父三十二・四歳、母三十・四歳、第二子で父三十四・四歳、母三十二・六歳、第三子で父三十五・七歳、母三十三・八歳と、いずれも全国平均よりやや若い状況にある。

(四) 結婚・出産・子育てをめぐる意識等について

平成二十八年に本県で実施した「結婚・出産・子育てに関する意識調査」によると、結婚をめぐる意識等については、全体の七割が「結婚はしたほうが良い」と回答している。

また、未婚者全体では、「結婚するつもりはない」が約一割、「いずれは結婚したい」が約五割となっているもの、四十代女性では、「結婚するつもりはない」が二五・〇%、「わからない」が三五・七%と、男性や他年代に比べて高い状況が見受けられる。

現在結婚していない理由については、「適当な相手にめぐり合わないから」が最も多く、未婚者で交際相手がいけない場合、交際相手を求めるために行いたいこととしては、「特になし」が約三割となっており、積極的に出会いを求めようとしない層が一定数存在することが窺える。

結婚に関して行政に期待する取組については、「雇用の安定化」が最も多く、次いで「結婚後の生活資金の支援」、「結婚資金の支援」が上位となっている。

次に、出産をめぐる意識等については、未婚者では「将来は子どもが欲しいと思う」が約八割となっている一方で、現在子供がいる人のうち、約三分の二が「これ以上、子どもは欲しいとは思わない」と回答している。子供が欲しくない理由としては、「現時点でもともと欲しいと思っていた人数の子どもがいる」という回答もある一方で、教育費や育児にかかる費用の心配などの経済的な理由が上位に挙げられている。子育てをめぐる意識等については、子育てで不安に思っていることとして、「経済的にやっていけるか」が最も多く、特に二十代の女性で約七割、三人以上の子供がいる場合で約七割と大きな割合を占めている。次いで、「仕事をしながら子育てすることが難しそう」が多く、特に十八歳から十九歳の女性の比率が高い状況にある。子供を持つことに積極的になる要素については、「将来の教育費に対する補助」が最も多く、次いで「妊娠・出産に伴う医療費の補助」、「幼稚園・保育所などの費用の補助」などが挙げられている。

(五) 少子化の背景と要因について

少子化の背景と要因については、全国的な傾向として、未婚化・晩婚化と、有配偶出生率の低下があり、特に若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇の影響が大きいと言われている。

その背景としては、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担、子育て中の孤立感、費用負担、年齢や健康上の理由など、様々な要因が複合的に絡み合っているものと考えられる。

2 少子化対策に関する取組について

(一) 少子化対策の方向性について

本県では、令和三年度からスタートした新・宮城の将来ビジョンにおいて、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」を政策推進の新たな柱として位置付け、結婚・出産・子育てを希望する全ての人たちが、安心して子供を生み育てることができるよう、総合的な少子化対策を重点的に取り組むこととしている。

また、少子化対策は、幅広い取組が必要であることから、知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」を設置し、部局の枠を超え、連携して施策を推進している。

(二) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」について

現在の計画は、平成二十七年三月に策定した「みやぎ子ども・子育て幸福計画」（第1期）の後継となる計画であり、計画期間は令和二年度から令和六年度までの五年間で、次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」、みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく「基本計画」という位置づけとなっている。

同計画で推進する施策として、「社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり」や「東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援」などの八つがその柱となっており、地域社会全体で子供、子育てを支援する機運の醸成、待機児童の解消に向けた保育所等の整備や保育士等の確保、結婚支援の充実などを進めていくこととしている。

(三) これまでの取組と成果について

県では、市町村、企業及びNPOなどと連携した子育て支援を進める県民運動の展開などにより、地域社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ったほか、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業におけるサービスの充実に向けた取組を進めている。また、保育所等利用待機児童の解消に向け、保育所等の整備促進や保育士確保対策を実施し、保育の受け皿の拡大に努めており、保育所等の定員は平成二十九年度から令和三年度までの五年間で約七千人増加した。

(四) 少子化対策に係る主な施策・事業について

経済的負担を軽減するための施策としては、乳幼児医療費助成、小学校入学準備支援事業、子育て世帯支援融資事業「みやぎっこ応援ローン」などの取組を行っている。

未婚化・晩婚化への対応としては、AIマッチングシステムを活用した、みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」を開設するなどの結婚支援事業に取り組んでいるほか、若い世代へのライフプランセミナーなどを実施している。

また、子育てしやすい環境整備の一環として、「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」に取り組むとともに、地域の企業や店舗の協賛を得ながら、社会全体で子育てを応援していく取組として、「みやぎ子育て支援パスポート」事業などに取り組んでいる。

さらに、宮城県少子化対策市町村交付金の制度を設け、市町村の少子化対策について、国の補助事業等でカバーしきれない部分についての、きめ細やかな支援を実施している。具体的には、プッシュ型での情報提供が可能な母子手帳アプリや、オンラインでの妊婦相談、父子手帳の作成、産後ママ交流、ファミリー・サポート・センターによる産後ママ応援など、それぞれの市町村における地域の実情に合わせた事業展開への支援を実施しているほか、国の特定不妊治療費助成制度への独自上乗せを実施する市町村への補助も行っている。

3 社会減対策（主に若年層の県内定着）に関する取組について

(一) 若年層の就業状況について

十五歳から三十四歳までの就業状況については、総務省統計局の平成二十九年就業構造基本調査によると、男性は、卸売・小売業、製造業、建設業の割合が多くなっており、女性は、医療・福祉、卸売・小売業、製造業の割合が多くなっている。

なお、事務的職業の有効求人倍率が〇・四〇倍である一方で、保安、建設・採掘、水産加工等においては四倍を超えるなど、求人・求職のミスマッチが生じており、その解消が求められている。

(二) 若年層の転入・転出状況について

十八歳から三十五歳までの若年層の社会増減については、十八歳での転入超過が顕著で、年々増加しているが、これは進学等によるものと推測される。一方、二十二歳以降は転出超過が顕著であり、特に二十歳の転出超過が年々増加している状況となっている。

新規学卒者の県外就職割合については、高卒者は県外就職割合が二割程度で推移している一方で、大卒者は五割超で推移している状況となっている。直近の令和四年三月卒の新規学卒者においても、高卒者で一・九・四％、大卒者で五七・五％となっていることから、特に大卒者の県内定着を進めていく必要がある。

(三) 若年層の県内定着に向けた主な施策・事業について

就職支援として、働き方改革の促進を通じた人材確保・定着支援や、高卒者・大卒者向け就職面接会の開催、UIJターンの支援等を行っている。また、人材育成・キャリア形成として、キャリア教育の推進や農業の担い手育成、ものづくり人材の育成等にも取り組んでいる。

4 周産期医療・小児医療体制の整備について

(一) 周産期医療体制の現状について

分娩を取り扱う医師が不足している状況が続いており、分娩施設も減少傾向にある。また、地域周産期母子医療センターであったみやぎ県南中核病院が、産科医師不足により令和二年十月から分娩休止となるなど、安心して子供を産み育てる地域づくりにとって憂慮すべき状況が続いている。

なお、医師一人当たりの年間取扱出生数については、近年、減少傾向にはあるものの、全国平均を上回っている状況が続いている。

(二) 周産期医療体制の整備に向けた施策について

産科医師の確保については、これまで本県で行ってきたドクターバンク等の取組に加えて、県外から転入し、仙台市以外の自治体病院等で勤務する産科医師に奨励金を交付するなどの取組を行っている。また、東北医科薬科大学医学部における宮城枠の修学資金貸与者に係る義務年限について、十年間を二年間短縮し、八年間とする「特定診療科」に産婦人科を指定することで、産科医師の増加を図ることとしている。

一方で、産科医師の不足は全国的な問題であることから、限られた医療資源を効率的・効果的に活用するため、当面は、分娩施設と健診施設の機能分担を図る産科セミナー・オープンシステムの推進や、救急搬送先の調整・確保を行う周産期救急搬送コーディネーターの配置等により、周産期医療ネットワークの更なる強化を図ることとしている。

(三) 小児医療体制の現状について

本県は、小児人口当たりの小児科医師の数が全国平均に比べて少なく、小児科医師が不足している状況となっており、小児人口十万人当たりの小児科医師の数は、全国では百七・三人であるのに対し、本県は九十九・六人に止まっている。

また、県内においては、小児科医師の八割が仙台医療圏に集中しており、小児科医師の偏在が顕著となっている。一部の医療機関では、診療所で内科医が小児医療を担っている場合や、病院で常勤医師が一人

から二人の体制である場合が見られるなど、診療体制確保のための医師の負担が大きい状況となっている。さらに、休日の小児救急医療については、初期救急を各地域の在宅当番医制や休日夜間急患センターにより対応しているものの、夜間には十分な体制をとれない地域も出てきている。

(四) 小児医療体制の整備に向けた施策について

小児科医師の不足については、東北大学病院が実施している小児科医師育成事業への補助を行っており、本事業の魅力ある育成プログラムにより、全国から広く小児科医師を呼び込み、地域の医療機関に勤務しながら養成することで、小児科医師の県内定着を図っている。

また、産婦人科同様、東北医科薬科大学医学部の宮城枠における「特定診療科」として小児科を指定することにより、小児科医師の増加を図ることとしている。

さらに、東北大学病院による各地域の休日夜間急患センターなどへの医師派遣に対して補助を行い、医療提供体制の充実に努めるとともに、県として、小児救急電話相談事業「こども夜間安心コール（#8000）」を実施し、保護者の不安軽減と救急医療の適切な受診の啓発を図ることで、軽症者の救急医療の受診を抑えるなど、小児初期救急医療体制の補完に努めている。

二 参考人からの意見聴取

1 国立大学法人東北大学大学院経済学研究科 高齢経済社会研究センター長 吉田 浩 氏

吉田氏は、宮城県の少子化の特徴について、次のとおり述べた。

近年は全国的に晩産化の傾向があり、三十年代前半が出産のピークとなっている。宮城県では、三十年代前半の女性の人口割合は全国平均より高いものの、三十年代前半の女性の既婚率（有配偶率）は全国平均よりも低いことから、女性が少ないわけではないのに、結婚している女性が少ないという傾向がみられる。

また、子供（最年少の子供の年齢が三歳から五歳）がいる世帯に占める母親が就業している世帯の割合を見ると、宮城県は、子供の数の増加に伴う母親の就業率（有業率）の増加量が全国平均に比べて小さいことから、女性の子育てと仕事の両立が他県に比べて難しい状況になっている可能性がある。

国立社会保障・人口問題研究所の「結婚と出産に関する全国調査」（二〇一五年）によると、結婚の利点として「子どもや家族をもてる」ことや「経済的に余裕がもてる」という点が女性にとって重要になってきており、働きながら子育てができる状態が実現しないような社会では、結婚の価値の低下が懸念される。

このようなことから、少子化問題を解決するためには、女性がワークライフバランスを達成できる社会の構築が必要であり、具体的には、男性の育児休業の取得率向上や育児施設の増設、家族や地域の助け合いなどにより、男女が同じように働きながら子育てできる社会を構築していくことが重要である。

また、少子高齢化の進行により、現役世代の負担が増大して社会が維持できなくなるという問題に対しては、就労意欲のある高齢者が年齢に関係なく働き続けることができる生涯現役社会を構築するなど、元気で自立した高齢者には社会を支える側に回ってもらうことで社会を維持していくことも、少子化対策の一つと考えることができるとの説明があった。

2 公益社団法人宮城県医師会 常任理事 佐々木 悦子 氏

佐々木氏は、宮城県における少子化対策について、次のとおり述べた。

出生率の減少は、全国的な問題であるが、その要因としては、家制度の崩壊などの価値観の変革、大家族から核家族へという家族構成の変化、女性の社会進出による出産年齢の高齢化及び避妊法の開発等の医学の進歩などが考えられる。

少子化対策が成功した国としては、フランス、スウェーデン及びフィンランドが挙げられる。

フランスは、家族政策として、子供が多い大家族を優遇する仕組みを構築している。具体的には、税制に

において、家族を課税の単位とみなし、子供が多くなるほど所得税負担が緩和されるN分N乗方式を採用している。家族給付も手厚く、二子以上を養育する家庭には、子供が二十歳になるまで所得制限なしで家族手当が支給されるほか、第一子から支給される乳幼児迎入れ手当や、休業又は勤務時間短縮に応じて受給することができる就業自由選択補足手当などがある。また、これらの給付と連動して、出産休暇、父親休暇、育児親休暇などの様々な休暇制度が用意されており、週三十五時間労働制とあいまって仕事と育児の両立を可能としている。

スウェーデンは、男女が子供を生み育てる際の障害を取り除くという考え方を家族政策の基本に置いており、充実した育児休暇制度が特徴的である。スウェーデンにおける育児休業取得率の高さは顕著であり、女性では八割強、男性では八割弱が取得しており、公的機関、民間企業を問わず高い取得率となっている。その理由としては、全ての父母を対象に高水準の育児休業手当を支給する両親保険やスピードプレミアム制といった休業中の所得補償の充実と、パパ・ママ・クォータ制などの休暇を取得しやすい仕組みの構築などが挙げられる。

フィンランドも、スウェーデンと同様に、育児休暇制度や所得補償が充実しているほか、ネウボラと呼ばれる妊娠期から就学前にかけての子育て支援制度が特徴的であり、家族ごとに担当の保健師がおり、妊娠、出産及び子育てに関するあらゆる相談にワンストップで対応するという体制を構築している。

最後に、こうした各国の成功事例及び佐々木氏のこれまでの経験等を踏まえた宮城県の少子化対策として、佐々木氏から次の三点について助言があった。

- (一) 診察、健診、出産費用等に対する経済的支援や税制における優遇措置を講じるなど、若い世代が経済的な事情によらないで、できるだけ若いうちに妊娠、出産できるようなサポート体制を構築すること。
- (二) 期待されている機能を十分に果たせていない「子育て世代包括支援センター」によるサポート体制を強

三 県内調査

1 富谷市

化し、妊娠、出産及び子育てに悩んでいる方の相談窓口としての機能を充実させること。

(三) 知事や超党派の議員、医療・教育関係者等を構成員とする「みやぎ少子化対策プロジェクトチーム」を結成し、施策の実行性を高めること。

富谷市における十四歳までの年少人口は、平成二十六年から微減傾向にあるものの、総人口に対する年少人口の割合は、令和三年で一五・八%と、全国平均の一・八%を大きく上回っている。

富谷市は、子育て世代の転入が多く、共働き世帯の増加や低年齢児の保育所の早期入所の傾向が強まっているものの、子育て支援施策の最重点プロジェクトとして、保育所の整備や保育士の確保などに継続して取り組んできた結果、令和二年からは三年連続で待機児童ゼロを達成している。

また、安全で安心できる子供たちの居場所をつくるため、市内全ての小学校の敷地内に児童クラブを設置するとともに、平成二十九年には、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援と相談の拠点として、とみや子育て支援センター「とみここ」を整備し、産前産後のサポートや、転入者が地域で孤立することのないよう交流を中心とした様々な子育て支援策を実施している。

さらに、子育て世帯における経済的負担の軽減を図るため、新生児聴覚検査の費用助成を実施し、子ども医療費の助成は、五歳から十八歳の年度末までとし、所得制限を撤廃している。

富谷市総合計画後期基本計画の新たな視点として採用された「子どもにやさしいまちづくり事業」は、国際連合児童基金（ユニセフ）が、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の内容を市町村レベルで具現化することを目指して、世界各国の自治体で事業展開しているもので、日本では、富谷市のほかに北海道

ニセコ町など全国五市町に委嘱されている。富谷市では、子供たちがまちの活動に積極的に参加し、子供の力や子供の声がまちづくりに活かされることを目指しており、これまで、市の総合計画の審議会に中学生がオブザーバーとして参加したり、小学生の意見を反映して歩道橋の修繕に係る塗装色を決定するなど、子供たちをまちづくりの主体・当事者として位置付けた取組を様々な場面で実践している。富谷市では同事業を総合的かつ長期的に推進し、全庁的に取り組むこととしており、子供に関わる部署のみならず、関連性が低いと考えられる部署も「子どもにやさしいまちづくり」の視点に立って事業に取り組むこととし、将来的には、市全体が「子どもにやさしいまちづくり」の視点をもつことで、「子育てにもやさしいまち」、「すべての人にやさしいまち」へとつなげていくことを目標としているとの説明があった。

2 利府町

利府町は、昭和五十八年頃からの団地開発により急激な人口の増加が見られ、その後も人口は増加し続け、令和二年は人口が町制施行以降初めて減少に転じたものの、三万五千八百二十一人となっている。人口割合は、老年人口が二四・七％、生産年齢人口が六〇・九％、年少人口が一四・四％となっており、若い世代の割合が全国平均よりも高い状況となっている。

若い世代の転入が多いものの、二十代から四十代までの全ての年代で未婚率が増加傾向となっていることから、利府町では、新たな婚活支援策を検討するとともに、引き続き子育てと仕事の両立支援などの総合的な子育て支援策にも取り組むことで、二〇三〇年までに合計特殊出生率を二〇一八年の一・三四から一・六に向上させることを町の総合計画の目標としている。

利府町では、経済支援、待機児童解消、地域における子育て支援及び子育てと仕事の両立支援を四つの柱として、総合的な子育て支援策に取り組んでいる。

経済支援としては、町内の小学校及び中学校に通う一年生全員に対する運動着の支給や、小学校就学前の

三年間における第三子以降の児童の保育所等にかかる給食費の助成などを行ってきたほか、令和四年度からは、新生児聴覚検査の費用助成などにも取り組んでいる。保育所等における待機児童の解消については、民設民営による保育所整備や町立保育所の民営化などを進め、年度当初の待機児童数は令和元年度から三年連続でゼロの状態が続いている。また、地域ごとの実情に応じたきめ細やかな子育て支援を実施するため、町内六か所に子育て支援センターを設置するとともに、利府町ファミリー・サポート・センターを設置し、会員である町民相互間で子育てを支え合う仕組みを構築しており、令和四年度からは、産後支援サービス体験事業として、同センターで利用可能な無料クーポン券を子育て世帯に配布するなどして、子育てと仕事の両立を支援している。

最後に、利府町から、宮城県における乳幼児医療費助成の対象年齢の引き上げ、出産に関する給付額の拡大及び県独自の産後ケア事業を行う施設の開設などの少子化対策に係る財源確保等に関して要望された。

四 県外調査

1 国立大学法人北海道大学（北海道札幌市）

北海道大学COI「食と健康の達人」拠点では、平成二十七年から、子供とともにみんなが健康で元気に成長できる地域モデルを構築し、「ひととまちが食と健康の達人として育つ社会」の実現に取り組んでいる。日本では、平成二年以降、低出生体重児が急激に増加し、近年は出生児のおよそ十人に一人が低出生体重児という状況が続いており、その原因の一つとして母親の痩せが指摘されている。低出生体重児は、将来の疾病リスクが高まるとする研究報告があり、妊娠期の母子の栄養・生活習慣を改善することは、低出生体重児の減少のみならず、子供の健全な発達・育成につながるものと考えられる。

同拠点では、低出生体重児ゼロを目指し、岩見沢市や複数の企業と連携して、母子を中心に家族が安心し

て暮らせる社会を実現するためのプロジェクトを立ち上げ、妊産婦の出産・子育てを継続的にフォローする母子健康調査や、若い世代を対象としたワークショップを開催して日常的に議論を繰り返すなど、多様なアプローチにより、妊産婦の行動変容を促すことで、プロジェクト開始当初一〇・四％であった岩見沢市における低出生体重児比率は四年間で六・三％まで低減した。また、母子健康調査から得られた知見に基づき、岩見沢市と企業が一体となって母子に最適な食を届けるリカーリングサービスを開始するとともに、ICTを活用して日常的に健康を見守るサービスを提供するなど、新たな公共サービスの構築を実現した。

さらに、令和三年からは、北海道大学COI・NEXT「こころとカラダのライフデザイン共創拠点」において、「若者が、自分の選択肢を増やすことができ、他者（ひと）とともに、自分らしく幸せに生きる社会」の実現に取り組んでいる。

日本では、近年、高齢出産や不妊治療の件数が増加しており、必ずしも望んだ時期に妊娠・出産できていない状況があるが、その原因としては、個々人の身体的特性のほかに、妊娠可能期間や妊よう力等に関するヘルスリテラシーの低さが考えられている。また、日本のジェンダーギャップ指数は、先進国の中で最低レベルであり、いまだ根強く残っている性別役割分担意識は、男女がともに働き、子育てをする社会の実現を妨げている。

そこで、同拠点では、岩見沢市において、学校、医療機関、地域住民及び企業が一体となって、小児期から包括的なプレコンセンションケアに取り組み、若者との継続的な対話を通じて、若者のヘルスリテラシーの向上やジェンダーギャップの解消を図り、「こころとカラダの理解」を通して、「生きるための選択肢」を増やし、少子化を克服しようとするプロジェクトに取り組んでいる。

2 北海道

北海道の令和三年の合計特殊出生率は一・二〇であり、東京都、宮城県に次いで低い状況となっており、

生涯未婚率の状況や妊娠届出件数の状況から、少子化の更なる進行も懸念されるため、北海道では、少子化対策として様々な取組を行っている。

北海道では、子供の健やかな成長に適した豊かな自然環境である北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子供の成長をしっかりと支えることができる社会を目指すこととして、平成十六年度に、「北海道子ども未来づくりのための少子化対策推進条例」を全国に先駆けて制定している。また、同条例に基づく取組を進めるための具体的な計画として、平成十七年度に、「北の大地子ども未来づくり北海道計画」を策定し、令和二年度からは、第四期計画がスタートしている。同計画では、安心して子供を生み育てることができる環境と、子供が健やかに成長できる環境の二つの環境づくりを進めていくこととしており、ライフステージに応じた切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施することとしている。

令和四年度は、結婚や妊娠・出産への支援を重点的に進めており、結婚支援としては、婚活中の道民と移住を検討している道外在住者とのオンラインによる婚活イベントを開催することとしており、妊娠・出産支援としては、特定不妊治療における保険適用以前の治療開始者に対する助成や不育症治療における国の助成対象外となる検査等に対する助成などを行っている。

また、子育て支援としては、子育て世代包括支援センターの更なる整備を進めていくほか、妊娠中の女性や子育て世帯の外出を支援するため、子育て世帯優先マークを創設するなど、子育てバリアフリーを促進することとしている。

さらに、こうした結婚支援や子育て支援策などの施策の検討に、若い世代の感性や意見を反映させるため、道内の大学生を対象として、意見やアイデアを募集する「北海道ユースプランナー制度」を創設し、時代のニーズや若い世代の意識に即した取組の充実を図ることとしている。

道内の市町村では、えりも町、別海町及び共和町の合計特殊出生率が高く、その背景としては、漁業や農

業といった基幹産業が安定していることに加え、三世代が同居、近居している世帯が比較的多く、地域や家庭で子供たちを見守る環境が整っていることが大きいのではないかとの説明があった。

3 福井県

福井県の合計特殊出生率は、平成十六年に一・四五となるまで減少傾向が続いていたが、それ以降は増加傾向にあり、令和三年の合計特殊出生率は一・五七と、全国平均を上回る状況が続いている。また、平成二十九年の就業構造基本調査によると、福井県における女性の有業率は全国二位となっており、さらに、令和二年の国勢調査によると、共働き率は全国一位、三世代同居率は全国二位という状況となっている。

福井県の人口は、平成十二年の八十二・九万人をピークに減少傾向にあることから、福井県では、平成二十七年十月にふくい創生・人口減少対策戦略を策定し、その基本戦略として「希望が叶う結婚・出産・子育て応援の強化」、「県内定着・U I ターンの拡大」などを掲げている。また、福井県では、人口減少対策の立案に当たり、「データサイエンス（E B P M）」の手法を取り入れており、施策立案のためのデータ分析を専門家の協力のもとに実施し、分析結果から得られた新たな知見を活用して、新しい人口減少対策に取り組んでいる。

結婚支援については、地域においてボランティアで縁結び活動を行う方を「地域の縁結びさん」として登録し、地域の縁結びさん同士の情報交換によりマッチングの機会を増やし、縁結び活動を活性化させる事業に平成二十二年度から取り組んでおり、寺院の住職や理美容業者など約二百八十人が登録している。また、福井県内の全市町が連携して、オールふくい体制で県民の結婚支援を進めるため、オールふくい連携婚活応援事業として、令和二年四月に「ふくい結婚応援協議会」を設立し、令和二年十一月には、同協議会が運営する「ふくい婚活サポートセンター」を開設し、広域的な婚活イベントの開催やA I を活用したマッチングシステムの運用などを行っている。また、市町では、新婚世帯を対象として、家賃や転居費用などの新婚生

活を始めるに当たって必要な費用の補助を行っており、県としても当該事業の補助率を通常の二分の一から三分の二に引き上げる上乗せ補助を行っている。さらに、同支援を受ける夫婦のいずれかが二十五歳以下であれば、県独自の支援として十万円を支給することとしており、若い世代の結婚支援に特に力を入れている。

子育て支援については、令和四年度から「ふく育県」を宣言して子育て支援日本一を目指すこととしており、子育て支援に係る令和四年度の予算を、令和三年度の二十億円から四十億円に倍増させ、各種事業に取り組んでいる。具体的には、企業や店舗が子育て世帯応援の取組を宣言し、「ふく育」応援団として登録する「ふく育」応援事業に取り組んでいる。令和四年三月末時点で約千五百店舗が登録しており、県内の多くの企業や店舗が優待・割引サービスの実施や外出応援サポート、従業員の子育て応援などを実施することで、社会全体が子育てに協力するという機運の醸成を図ることとしている。また、福井県は雨や雪の日が多いことから、全天候型の子供の遊び場の整備について、市町に対して一億円を上限として全額補助している。さらに、令和二年度から、「子どもさんふくいくプロジェクト」として、保育料等無償化の対象を世帯の収入に応じて第二子に拡大するとともに、在宅で育児する世帯への手当を創設し、子ども医療費助成については、令和二年度から対象年齢を中学三年生までに引き上げて助成することとしている。

移住・定住支援については、市町と連携して移住支援金の支給額や支給要件を定め、福井県への移住を促進する制度を実施している。また、職業相談や移住相談などを総合的にサポートする「福井暮らしはたらくサポートセンター（福井Ｕターンセンター）」を設置するとともに、各市町に既に移住して生活している先輩移住者を「移住サポーター」に委嘱し、各エリアの移住サポーターが移住希望者を実際に案内し、移住相談などに応じる仕組みを構築している。さらに、学生の県内就職を促進する取組として、県内に定住して就業することを希望する県外の理系学生に対して、奨学金の返還を支援する取組などを行っている。

五 総括・提言

これらの調査結果を踏まえ、本委員会は、「地域で安心して子どもを産み育てるための環境整備」について検討し、次のとおり取りまとめた。

1 社会全体で子供・子育てを支援する環境づくりについて

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てが孤立化するなど、子供を持つ親の負担が増大していることから、県は、子育て世代を支える地域の協働体制の整備や、三世代同居・近居のための環境整備などにより、家族や社会全体で連帯して子育てを支援する機運の醸成を図ること。

2 安心して子供を生み育てるための保健・医療の充実について

(一) 近年の晩産化や不妊治療の件数が増加している背景の一つとして、妊娠可能期間や妊よう力等に関するヘルスリテラシーの低下が考えられることから、県は、学生等に対するプレコンセプションケアを促進するなど、若い時期から結婚と出産に関する正しい知識を持ったための取組を強化すること。

(二) 出産、子育てにおける不安として、多くの若者が経済的な不安を挙げていることから、県は、不妊治療費や出産に伴う費用への支援を継続的に行っていくとともに、居住地にかかわらず子供が安心して医療を受けられるようにするための支援制度の充実を図ること。

(三) 産科医師の不足は、地域で安心して子供を生み育てるための医療体制にとって憂慮すべき状況であることから、引き続き産科セミナーシステムの活用により、周産期医療施設の機能分担と連携を図るとともに、産科医師への奨励金の交付など、産科医師の県内定着のための取組を強化することで、持続可能な周産期医療体制の確保に努めること。

3 仕事と子育ての両立に関する取組について

(一) 本県は、二十代及び三十代の女性の有配偶率と有配偶出生率が低く、育児をしている母親の就業率が全

国平均と比較して低いため、女性の子育てと仕事の両立に向けた取組の充実が特に重要であることから、県は、男性の育児休業の取得率向上や保育サービスの充実に向けた取組を強化するとともに、出産・子育てが一つのキャリアとして評価されるような職場復帰しやすい環境の整備を、企業や団体とともに推進するなど、男女が同じように働きながら安心して子育てできる社会の構築を図ること。

(二) 結婚に関して行政に期待することとしては、雇用の安定化を求める声が最も多く、若年層の不安定な雇用環境は未婚化・晩婚化につながり、少子化を促進する要因となっていることから、県は、非正規雇用労働者の正社員化を促進するための企業等に対する働きかけを継続的かつ積極的に行うとともに、出産や育児等を契機とした離職者の早期再就職を支援するなど、結婚や出産を希望する若者が安心して働ける環境づくりに取り組むこと。

4 結婚機会の創出に関する取組について

未婚化・晩婚化を背景とする少子化の進行に歯止めをかけ、地域経済を維持していくためには、出会いや結婚につながる支援を充実させていく必要があることから、県は、結婚を希望する独身者を支援するための取組を今後も継続するとともに、更なる結婚機会の創出・拡大を図るため、企業や団体が独身社員の結婚を応援する仕組みを構築し、異業種間の交流イベント等の開催に向けた必要な支援を行うこと。

5 若年層の県内定着に関する取組について

(一) 本県では、大卒者の県外転出が顕著であることから、若年層、特に大卒者の県内定着を進めていく必要があるが、また、未婚化・晩婚化の背景として、経済的な不安などが挙げられていることから、県は、引き続き安定した収入が得られる質の高い雇用の創出に取り組むとともに、県内に居住又は就業すること等を条件とした奨学金返還支援制度を創設するなど、若者の県内定着や可処分所得の実質的向上に向けた取組を強化すること。

(二) 若年層の社会減問題に対し、より効果的な施策を実行するためには、若年層の人口動態や就業状況等に係るデータの分析から得られた客観的な情報に基づき施策を立案することが重要であることから、県は、大学等の研究機関と連携し、関連データの分析結果に基づく新たな知見を活用した政策立案（EBPM）に取り組むこと。

6 実効性のある少子化対策を実現するための取組について

(一) 若い世代の行動変容を促すような実効性のある少子化対策を実現するためには、当事者である若い世代の意見を積極的に反映していくことが重要であることから、県は、定期的なワークショップの開催や関係会議等における意見聴取など、若い世代の意見を取り入れるための機会を創出し、求められる支援・施策の積極的な実現を図ること。

(二) 少子化対策は長期的かつ総合的に取り組む必要があり、そのための安定的な財源の確保が重要となることから、県は、次世代育成・応援基金を積み増すなどの一層の財政措置を講じること。

以上、これらの提言が今後の県の関係施策に十分反映されることを期待して、報告とする。

令和四年十一月二十一日

宮城県議会少子化対策調査特別委員長 吉川 寛 康

宮城県議会議長 菊地 恵一 殿